

## 質問7 専門作業療法士制度について

(該当箇所:p59-60 平成 29 年度事業報告:教育部、専門作業療法士について)

専門作業療法士制度が実施されて 10 年目を迎えようとしています。現在の認定者が 100 名程度です。作業療法士数や作業療法協会会員数からすると大変少なく、本事業自体の便益性に疑問があります。制度の活用者が増えない一因として専門作業療法士制度の専門分野が本邦における多くの作業療法士が携わる専門分野や臨床を反映していないからではないでしょうか。診療報酬体系に沿った専門作業療法士育成を図る(例:疾患別リハ体系の専門作業療法士など)などの工夫をされてはいかがでしょうか。同制度における現在の専門分野の制定理由や制定方法、今後の制度運営方針について提示してください。

## 回答

生涯教育制度ならびに専門作業療法士制度への高い関心と貴重なご意見を賜りまして感謝申し上げます。専門作業療法士の分野の特定の目的におきましては、本来の作業療法士がもつ専門性の高い分野を特定することに加え、将来にわたり作業療法士の職域の拡大・確保の意図ももたせておりました。制度開始当初の認知症、精神科急性期などは後者の意図で分野特定をしたと考えております。ご質問いただきました専門作業療法士の新規分野の特定のプロセスなどについてご説明させていただきます。

1. まず教育部生涯教育委員会内にあります専門作業療法士制度班におきまして、専門作業療法士の分野として可能性のある分野の候補を列挙していきます。この際の指標は、学会でのトピックや政策的なもの、様々な要素から考えていきます。

2. 複数の新規分野候補について、理事会において検討しやすいように、次の項目を制度班において情報収集(予備調査)します。分野の背景、その分野を実践している認定作業療法士、論文の掲載、学会発表、分野の関連学会、社会的ニーズなどです。これらの情報を基に複数の新規分野候補の一覧を作成し、理事会審議として三役会・理事会へ上程します。理事会では、次に分野特定作業に着手する分野について審議します。

3. 理事会にて決定された次の分野候補について、新規分野ワーキンググループ(WG)を立ち上げます。このWGでは、その分野が専門作業療法士の分野としてふさわしいかどうかの調査を行います。最終的に、下記の内容にて新規分野特定の検討資料としてまとめられます。

1) 新規分野名: 専門作業療法士(〇〇分野)

2) 分野特定の条件 1: 提供される作業療法が社会に貢献できるものであること

<判断基準>

① 専門分野とする作業療法を現に実践している認定作業療法士が 3 名以上存在するとともに、専門分野に関連する学会等の SIG が存在すること

② 論文の掲載や学会等での事例報告など、エビデンスを有した作業療法の効果が示されていること

③ 対象者(受け手)のニーズがあると認められること

④ 専門分野に関する作業療法が、少なくとも今後 5~10 年程度に涉って継続されると見込まれること

3) 分野特定の条件 2: 社会的に認知され、受け入れやすいものであること

<判断基準>

- ①専門分野の名称が作業療法の専門性を表しているとともに、一般社会にも受け入れやすい用語であることが（が望ましい）
  - ②専門分野の名称は、分野の内容が他の分野と重なる部分があるなどの場合を考慮し、他の分野と混同されないような名称になっていること
4. 同時に、WG ではその分野での研修カリキュラムと取得要件が検討され、検討資料としてまとめられます。
5. 上記 3～4 にてまとめられた新規分野候補資料を三役会・理事会にて審議いただき、承認が得られれば、新規分野として確立されます。

専門作業療法士育成につきましては、2 つ段階的な考え方をもっています。まず 1 つは、専門作業療法士を取得するための要件 1 が認定作業療法士であることですので、認定作業療法士の養成に重点をおくこと。次に、現在 9 分野の専門作業療法士が各都道府県士会に 1 名以上（9 名×47 都道府県）、合計約 400 名を育成することが目標と考えています。

最後に、専門作業療法士の新規分野の考え方につきましては、これまでも理事会や 47 都道府県委員会等においても定期的と同様のご意見があり、理事会審議事項として取り上げ、その都度経緯を説明しながら制度発展に向け新たな新規分野の特定方法を検討いたしているところであります。今回いただいた貴重なご意見、また今後機会があれば改めてご意見を頂戴できれば、よりよい形に進められるものと考えています。